

令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

令和 7年 5月 15日
国立大学法人長岡技術科学大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和6年度の実績

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図ることとした。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、⑤建築物の維持管理に係る契約、⑥建築物の改修に係る契約並びに⑦産業廃棄物の処理に係る契約について、該当する案件はなかった。

④建築物の設計に係る契約については、環境配慮型プロポーザル方式にて契約を行った。